

# 国際課税連絡協議会 平成26年度税制改正に関する要望

国際課税連絡協議会は、日本貿易会が、国際取引に関係の深い業界に呼びかけて、国際的な税務問題について関係業界が一致団結して税制改正を要望していく目的で、平成12年に結成したものである。本年度の税制改正要望は、国際課税に関連する9項目（大項目）を取り上げ、9月26日、24団体の連名で、政府・与党に提出した。

## 平成26年度税制改正要望

平成25年9月26日

国際課税連絡協議会

（下記24団体連名要望）

京都貿易協会

一般社団法人 神戸貿易協会

石油化学工業協会

石油鉱業連盟

石油連盟

一般社団法人 全国中小貿易業連盟

一般社団法人 電子情報技術産業協会

一般社団法人 日本機械工業連合会

日本機械輸出組合

日本鉱業協会

一般社団法人 日本航空宇宙工業会

一般社団法人 日本産業機械工業会

一般社団法人 日本自動車工業会

一般社団法人 日本自動車タイヤ協会

日本繊維輸出組合

一般社団法人 日本船主協会

日本船舶輸出組合

一般社団法人 日本造船工業会

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

日本鉄道車両輸出組合

日本電機工業会

一般社団法人 日本電線工業会

一般社団法人 日本貿易会

公益社団法人 横浜貿易協会

幹事団体 一般社団法人 日本貿易会

近年の著しい経済グローバル化の進展、深化によってクロスボーダーで展開される企業活動は増加の一途を辿っており、わが国企業は厳しい国際競争に晒されている。一方、わが国は人口減少社会に突入し、国内市場に大きな伸長が期待できない中、今後の市場拡大が見込まれる発展途上国及び新興国に企業活動の場をシフトし、グローバル市場の活力を取り入れていくことが、企業はもとよりわが国の経済成長にとっても重要となってきた。こうした中、政府が策定した「日本再興戦略」において「国際展開戦略」を3つのプランの1つとして位置付けたことは時宜を得たものと評価できる。

「国際展開」に関し、税制面では経済のグローバル化に即した国際課税制度の見直しが不可欠である。わが国企業が国際競争に打ち勝ち、海外で獲得した利益を日本に還流し、新たな企業の成長資金とすることは日本経済の活性化に寄与し、また中長期的な安定した持続力のある経済成長への貢献に繋がるものである。近年の著しいグローバル化の進展、深化によってクロスボーダーで展開される企業活動は増加の一途を辿っており、またわが国企業による国際的 M&A も増加している。こうした状況に伴い、わが国企業の海外におけるオペレーションも一段と複雑化、深化しており、国際課税制度がこうした構造変化に対応することの必要性は一段と高まっている。

わが国国際課税制度においては、近年、企業活動の実態を踏まえるかたちで、国際課税制度の改正が実施されてきており、我々「国際課税連絡協議会」メンバーも高く評価しているところであるが、近年のクロスボーダーの企業活動に係る所得に関する各国の課税権の主張の高まりに伴い、国際的二重課税のリスクがますます高まっていることを鑑みると、二重課税の排除の重要性は一段と高まっている。

以上の観点より、我々国際課税問題に関わる団体である「国際課税連絡協議会」は一致団結して、企業のグローバル活動を進める上で税制が障害となり足枷とならないよう、以下の改正を要望する。

なお、「日本再興戦略」では法人税率の引下げが盛り込まれていないが、経済成長の原動力である企業の国際的競争力の確保を図ると同時に、外資の呼び込みにも資するため、アジアや英国で法人税率の引下げが相次いでいる。わが国への産業立地を促進し、雇用を確保するためにも、また、高い水準にあるわが国企業の税負担を軽減し、国際的なイコールフットイングを図るという観点からも、早期に法人実効税率引下げの道筋を立てていただきたい。

1. アジア諸国やOECD諸国と比較して高い水準にある法人実効税率を引き下げること  
また、法人実効税率の引下げに伴う財源措置として課税ベースの拡大とならないこと

わが国の地方税を含めた法人実効税率は欧州主要国や、アジア諸国に比べて極めて高い水準にある。今後も激しさを増すグローバル競争に打ち勝つために、わが国企業の国際展開に於ける競争力を更に向上させ、また、内外から投資を促進し国内雇用を維持・増加させて日本経済の活力に繋げるために、法人実効税率の引下げを要望する。

引下げに当たっては、その効果を減殺せぬよう本来の趣旨に鑑み、課税ベースの拡大が伴わないことを要望する。

2. 外国子会社合算税制の見直し及び国際的二重課税排除の強化

- (1) 外国子会社合算税制の見直し

- ① 軽課税国の判定基準を復興特別法人税を除いた実効税率36%の半分の18%とすること

平成22年度税制改正に於いて軽課税国の判定基準（租税負担割合）が25%から20%に引き下げられたものの、世界の平均法人税率は引き続き低下し約23%であることから、現状の判定基準では世界平均をわずかに1割程度下回っただけで軽課税国と判定される。また、わが国企業が多く進出しているタイの法人税率が本年1月から20%となっていること、英国も2015年4月から20%となる予定であり、現行基準では、事業展開を目的として進出した企業までが外国子会社合算税制の対象となる恐れが出ている。軽課税国の判定基準を、復興特別法人税を除いた実効税率の半分の18%に早急に引き下げることがを要望する。

- ② 完全支配関係を有する特定外国子会社から内国法人に対して行った現物分配により生じた現地法令上非課税となる譲渡益について、措令39条の14における租税負担割合の計算上、「本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額（非課税所得）」の範囲から除外すること

多国籍企業群を買収する場合、適正な資本関係の構築、買収後のシナジー効果、ガバナンス強化等の観点から、買収後さらに組織再編等を実施することが多い。一方で、企業群に特定外国子会社等が含まれる場合には組織再編により現地法令上、意図せぬ非課税所得が生じることを懸念し再編を断念し、買収の目的を十分に達成できないことがあり、わが国企業の国際競争力の低下を招く要因にも繋がる可能性がある。

資本階層の整理には株式の現物分配の利用が考えられるが、本店所在地国の法令では現物分配により生じる株式譲渡益が非課税となり、外国子会社合算税制の対象となる場合には、その実行を阻害する要因となることから、現物分配により生じる現地法令上非課税となる譲渡益を非課税所得の範囲から除外することとし、非経常取引により租税負担割合が一時的に下がらないよう手当てされることを要望する。

- ③ 本邦法令方式による課税対象金額の計算上、完全支配関係を有する特定外国子会社から内国法人への現物分配について、現物分配法人において現物分配に伴う譲渡益を課税対象金額から除外すること

基準所得金額の計算において本邦法令方式を選択し、完全支配関係が内国法人と特定外国子会社との間である場合には、平成22年度税制改正により可能とした適格現物分配と同様の関係にあることを鑑み、特定外国子会社が保有する株式を簿価で内国法人に移転させ、現地法令上非課税となる株式譲渡益は課税の繰延として、基準所得金額の範囲から除外することを要望する。

- ④ 海外での買収案件では、事業スキーム整理のため組織再編を行う場合が想定されることから、株式取得後に予定される組織再編等が終了するまで、合算課税の猶予を認めること  
これが実現されない場合には、買収を実施した翌事業年度からの合算開始とすること

組織再編に伴い生じる非課税所得の取扱いが、一定の整理のもとに、明確化されたとしても、各国で異なる法制度であるため意図しない非課税所得が発生してしまう可能性がある。そのため、買収後予定した一連の組織再編が完了するまで合算課税の適用開始を猶予することを要望する。また、組織再編が完了するまでの合算課税の適用開始猶予が困難な場合にも、当該適用を回避するために行われる組織再編は、現地法制の確認や手続き等に1年以上の時間を要することも多いことから、合算課税の猶予が講じられない場合は、少なくとも買収を実施した翌事業年度からの合算課税の適用開始とすることを要望する。

- ⑤ 資産性所得の部分適用対象金額の算定において、株式保有割合10%未満の株式等に該当するかの判定は、株式を保有する特定外国子会社単位ではなく、グループ全体を合計した持分割合で行うこと

経済活動の多様化・グローバル化により株式保有形態は個社のみではなく企業グループ全体とされることが多いことから、株式保有割合の判定は企業グループ全体の持分で行うことを要望する。

- ⑥ 特定課税対象金額を有する法人の株式譲渡を行い譲渡益が生じた場合、当該法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額については、投資簿価を修正することで非課税とし二重課税を排除すること

特定課税対象金額を有する特定外国子会社等の株式を譲渡し譲渡益が生じた場合、当該譲渡益に対しての課税は二重課税となる。二重課税排除の観点から投資簿価修正による調整を行う等により、特定課税対象金額に達するまでの金額について非課税とすることを要望する。

- ⑦ 適用対象事業年度以前に発生した欠損金の繰越控除を認めること

合算課税を受ける際には過年度に生じた繰越欠損金の控除が認められているが、当該欠損金が特定外国子会社等に該当しない事業年度に生じた場合の繰越欠損金について控除は認められず、二重課税となってしまう。外国関係会社は継続企業を前提とするものであり、特定外国子会社等に該当しない事業年度で生じた繰越欠損金についても繰越控除を認めることを要望する。

- ⑧ 特定外国子会社の所得合算前に内国法人に対する配当があった場合、当該配当が二重課税となることから二重課税を排除すること（例：3月期決算の内国法人が3月期決算の特定外国子会社から中間配当を受け取る場合）

内国法人（3月期決算）が新たに特定外国子会社（3月期決算）に該当することとなった法人から中間配当を受け取る場合、中間配当が決議された事業年度において内国法人の受取配当金として課税される一方で、特定外国子会社の特定課税対象金額は内国法人の翌事業年度において合算対象となり、同一課税対象が課税を受けることから、合算課税年度において中間配当相当額を特定課税対象金額から控除することを要望する。

- ⑨ 欠損金会社の合算を認めること

特定外国子会社等の特定課税対象金額は親会社である内国法人の所得に合算されているが、欠損の合算は認められていない。内国法人に対して全世界所得主義に基づいて課税を行うのであれば、海外における特定外国子会社等の利益だけでなく損失の合算をすることを要望する。

- ⑩ 特定外国子会社等の解散後の債務免除益が合算の対象とならぬよう、基準所得金額の計算上、内国法人の所得計算と同様、法人税法第59条第3項に規定されている期限切れ欠損金の損金算入を認めること

内国法人への清算所得課税制度の廃止による所謂期限切れ欠損金の損金算入規定と同様に、租税特別措置法第66条の6第2項第2号により控除される欠損金額に、法人税法第59条第3項に規定されている期限切れ欠損金を含めることを要望する。

- ⑪ 基準所得金額から控除する特定外国子会社等の法人所得税額を、合算課税対象事業年度において納付することとなる額ではなく、合算課税対象事業年度の特定外国子会社等の所得に対応した納付が見込まれる額とする方法に変更すること。もしくは、合算課税対象事業年度の特定外国子会社等の所得に対応した法人所得税の納付が確定した事業年度に基準所得金額がない場合には繰越欠損金として翌事業年度に引き継ぐことを可能にすること

基準所得金額の計算において、特定外国子会社等が各事業年度において納付する法人所得税の額が控除されるが、所得の発生事業年度と法人所得税の納付事業年度が異なることから実際には控除できないことが想定される。一過性の非課税所得の発生により単年度のみ外国子会社合算税制が適用される場合には、基準所得金額の計算において合算事業年度の特定外国子会社等の所得に対応した納付が見込まれる法人所得税の額を控除する方法に変更することを要望する。もしくは、合算課税対象事業年度の所得に対応した法人所得税の納付が確定した事業年度が外国子会社合算税制適用対象外の場合、また当該年度に納付額を控除するだけの基準所得額が無い場合には、控除できる基準所得額が発生するまで繰越欠損金に含めることを要望する。

- ⑫ 合算課税の対象となる孫会社（特定外国子会社等）から子会社を通じて配当を受ける場合の二重課税の調整に関し、年度制限を撤廃すること。また曾孫会社（特定外国子会社等）以下にも適用があることを明確にすること

パートナーが外国法人且つ支配株主である場合では、自由に配当を実施することが出来ないことも想定される。孫会社以下で合算済みの所得を原資とする配当が年度制限後に行われる事で二重課税が生じることから、制度趣旨に照らし年度制限を撤廃することを要望する。また、曾孫会社以下にも合算済みの所得を原資とする配当がある場合の二重課税の調整の適用があることを明確にすることを要望する。

- ⑬ 外国上場会社が株主となっている会社について外国関係会社の判定（内国法人50%超）を行う際に、当該外国上場会社の株主に含まれる内国法人及び居住者の比率が10%以下である場合は、当該内国法人及び居住者の保有割合はないものとする

外国関係会社の判定は、内国法人等により50%超の株式保有がなされているか否かで行われるが、例えば、内国法人の出資比率が50%以下であっても、残りを出資する外国法人が上場会社で、その株主に内国法人及び居住者が含まれると、間接的に出資比率が50%超となる場合がある。しかしながら、第三者である他パートナーの小規模な出資関係者を把握することは実務的に困難であるとともに、現行判定方法は支配関係の実態にそぐわない。従って、外国上場会社が株主となっている外国関係会社の判定において当該外国上場会社について内国法人及び居住者の比率が10%以下である場合は、内国法人等の保有割合に含めないことを可能とすることを要望する。

- ⑭ 外国関係会社の判定（内国法人50%超）を行う際に、当該外国関連会社の株主からの開示情報（外国上場会社の場合には有価証券報告書等）からその株主に内国法人及び居住者が含まれることが把握できない場合には、当該内国法人及び居住者の保有割合は、内国法人の保有割合に含めないものとする

前項と同じく、外国関係会社の判定に際し、当該外国関係会社の株主から一般的に入手できる開示情報（有価証券報告書等）により、当該外国上場会社の株主に内国法人及び居住者が含まれていることが確認できない場合には、内国法人等の保有割合に含めないことができることを要望する。

- ⑮ 特定外国子会社等である孫会社の特定課税対象金額を子会社経由で配当する際の子会社所在地国課税との二重課税を排除すること

特定外国子会社等である孫会社の特定課税対象金額を配当した場合に、当該受取配当金に対して子会社でなされた課税は、わが国で課税された合算所得に対して子会社所在地国で課された二重課税であるので「直接外税控除と損金算入の選択」に変更することを要望する。

- ⑯ 外国子会社合算税制の対象となる「法人の形態」を明確化すること

現状の法制では、対象となる法人形態が明確ではなく判断に迷うケースが多々ある。ケイマンのLLPについては、対象外とする（構成員である出資者が課税客体）旨の判例があるが、それ以外の国・地域の特殊な形態の法人形態についても、各国の会社法等の法制に拠るとこ

るもあり、一概に法制化することの困難は理解するが、対象となる要件等の明確化を要望する。

- ⑰ **特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に係る添付書類の省略を認めること**  
法第66条の6第6項規定の添付書類に関して、保存要件としていただきたい。また、例えば措置規第22条の11第2項第3号の勘定科目内訳明細書を不要とする等、必要書類の簡素化を要望する。
- ⑱ **特定外国子会社からの配当にかかる源泉税を「損金算入」から「直接外税控除と損金算入の選択」に変更すること**  
特定外国子会社からの配当に外国源泉税が課された場合、特定課税対象金額に達するまでの金額の配当にかかる源泉税は、わが国で課税された合算所得に対して子会社所在地国で課された二重課税であるので「直接外税控除と損金算入の選択」に変更することを要望する。
- ⑲ **統括会社について、要件を緩和し、2以上の内国法人（パートナーとの共同出資）による100%保有の統括会社を認めること**  
株主としての権利を極大化することを目的に、本邦の2社以上の内国法人が共同で統括会社を設立し、統括会社経由出資するケースも想定されることから、統括会社の要件緩和を要望する。
- ⑳ **特定課税対象金額がある法人が適格合併により他の法人に吸収合併された場合、当該被合併法人にかかる特定課税対象金額の合併法人への引継ぎを認め、被合併法人の特定課税対象金額に対する二重課税を排除すること**  
特定課税対象金額を有する特定外国子会社等が、その合算の対象となった所得を配当せずに留保したまま吸収合併された場合、特定課税対象金額が引き継がれないため、その後合併法人が配当を行っても二重課税は調整されないことから、当該被合併法人にかかる特定課税対象金額の合併法人への引継ぎを要望する。
- ㉑ **統括会社（事業持株会社）の保有する被統括会社株式の簿価50%超要件について、時価が株式全体の簿価の50%超である場合を認めること**  
事業持株会社の要件として、2以上の被統括会社を有し、かつ被統括会社の株式の簿価が全体の50%超であることが要件となっているが、被統括会社の中には、設立以降長期にわたって保有している会社や、そのような会社が本邦から適格現物出資により移管された会社で、その重要性に比して相対的にBS上の簿価が低いケースが存在するため、簿価が50%超基準を満たしていない場合であっても、その時価が50%超となっている場合は適用除外要件を満たすものとして取り扱うことを要望する。
- ㉒ **資産性所得課税におけるデミニマス基準について、現行では「資産性所得額1,000万円以下 or 税引前利益の5%以下」として設定されているが、当該基準の引上げを要望する（例えば、資産性所得額1億円以下 or 税引前利益の10%以下など）**

可動性の高い資産性所得を適用除外会社に付け替えて課税逃れをすることを防止する目的で平成22年度改正において一定の資産性所得については適用除外基準を満たしても合算課税されることとなったが、本制度に係るデミニマス基準の引上げを要望する。

**② 措令39条の14における租税負担割合の計算上、外国現地税制における取扱いとの関係で非課税所得の範囲が不明確であることから、より一層の明確化を図ること**

措令39条の14における租税負担割合の計算上、外国関係会社の所得の金額に加算する非課税所得の範囲が不明確である。本邦での課税所得計算上は課税対象となるが外国関係会社の本店所在地国では課税対象外となるものが該当するが、課税繰延措置が講じられているものや連結納税グループでの損益通算等の本邦でも非課税所得でないものは該当しないことを明確にすることを要望する。

**(2) 外国税額控除制度の見直し**

**① 国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、全世界所得の90%というシーリングを撤廃すること**

近年、わが国企業の海外事業展開はますます加速しており、その形態も多様化、複雑化している。他方進出先各国においては、当然のことながら、租税制度の相違が存在している。かような状況下において、わが国企業の海外オペレーションの促進を図りながら、同時に、諸外国における租税制度とのミスマッチを緩和する為には、事務手続きも簡便である一括限度方式の維持が不可欠である。また、国外所得の90%シーリングは、国外所得比率が90%を越す企業や国内所得が赤字となる企業に国際的三重課税を強いるものである。本シーリングを廃止し、わが国の租税負担を上限に控除することを可能とする制度を要望する。

**② 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を3年から9年に延長すること**

国外所得が生じた事業年度と外国法人税が課された事業年度の乖離が生じる場合や、巨額な損失処理により繰越された欠損金の控除によりわが国で法人税が生じない状況が継続することから、現行の控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間3年では二重課税の排除が機能しないことがある。従い、控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を9年に延長することを要望する。

**③ 地方税から控除しきれなかった外国税額は、法人税と同様に還付すること  
還付しない場合は、繰越期間を3年から9年に延長すること**

法人住民税から控除しきれなかった控除未済外国税額は、3年間の繰越期間経過後に失効し切り捨てられることとなるが、法人税（国税）における取扱いと同様に還付が受けられることを要望する。還付が受けられない場合には、控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を9年に延長することを要望する。

**④ 租税条約がない国等において、相手国等の税法において適正に外国法人税が課され、かつ、本邦でも課税される性質の所得（Capital Gain等）は国外所得に該当する規定を導入すること**



二重課税の排除を行うには適正な国外所得金額の把握が不可欠であり、二重課税の排除の適用に当たっては租税条約の締結の有無は本来関係のないものである。従い、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課されるものについては制度の趣旨に照らし国外所得とする取扱いを明確化することを要望する。

⑤ 連結納税下における直接税額控除枠の連結納税グループ内配賦方法を現行の国外所得按分による方法からより合理的な外国税額案分による方法に改善頂きたい

連結納税下における外国税額控除限度額は連結グループ全体の数値を基に計算され、全体に占める個別会社の国外所得の比率によって控除額が按分される仕組みとなっているが、実際に負担した外国税と国外所得が必ずしも結びついていないことから、各社毎に控除枠の過不足が生じてしまう。これを是正するため、直接負担した外国税の割合による按分方法に改めることを要望する。

(3) 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

① 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる持分保有要件を25%以上から15%以上に引き下げる

海外投資については企業の国際的競争力の向上の観点からも重要となっているが、一案件毎の投資金額も大きく25%以上の持分を取得することは困難な面も多い。また、同様の制度を導入している欧州諸国に比べてもわが国の持株要件は高いことにも鑑み、二重課税の排除という制度本来の趣旨に照らし持分保有要件の引下げを要望する。

② 益金不算入対象となる配当にかかる源泉税の書類保存要件を廃止すること  
(外税控除の対象外であり、かつ損金不算入とされているため)

益金不算入対象となる配当にかかる源泉税は現行制度では控除対象外国税額の対象外であり、且つ損金不算入とされている。事務効率化の観点から、当該源泉税にかかる関連書類の保存要件を廃止することを要望する。

3. 移転価格税制の見直し

(1) 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること

また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること

制度適用の対象となる国外関連者の定義として、発行済株式数の50%以上の保有が定められているが、持分が50%ずつの合弁事業等の場合には、必ずしも支配権を有していない。同様に実質支配基準における法人役員数による支配判定においても、法人役員数が50%ずつとなるケースでは必ずしも実質支配できていない。従って形式判断基準の見直しを要望する。

- (2) 無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、且つ国際的なルールとも整合性をとった上で、法令レベルで規定すること、また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めること

平成19年6月の移転価格事務運営要領改正で、無形資産の取扱いの明確化が図られたが、事務運営要領は移転価格税制に関する事務運営の基本方針、調査時の留意事項等を定めたものに過ぎない。無形資産の定義については国際的なルールと整合性をとった上で、法令レベルにおいて明確な規定を置くことを要望する。また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めることを要望する。

- (3) 国外関連者宛寄附金課税については、贈与の意図が契約上明白なものに限定し、原則は移転価格税制を適用すること

国外関連者との取引に係る課税について、寄附金課税を適用するのか、移転価格課税を適用するのかによって、相互協議の可否、更正の期限等が異なる。わが国において寄附金課税が行われた場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いことから、国外関連者との取引に係る課税は原則として移転価格税制を適用することを明確にすることを要望する。

- (4) 「特定事実」が存在することによる実質支配基準で国外関連者と判定する際は、税務当局側に挙証責任があることを明文化すること

「特定事実」の存在による実質的支配基準での国外関連者の判定は、基準が必ずしも明確ではなく、税務当局の裁量の範囲が大きい制度となっている。本基準で国外関連者と判定する際は、税務当局に挙証責任があることを法令レベルにおいて明確化することを要望する。

#### 4. 二国間租税条約の締結及び改定促進

- (1) 内国法人が海外にて事業活動を行う際に直面する課税問題（※）に対し、租税条約で当該課税リスクを回避もしくは軽減できるように既存の租税条約の見直し、対応的調整の実施規定や仲裁規定が締結されていない条約についてはこれらの規定を締結し、課税問題解決に取り組むこと

（※） 例

- ① 譲渡所得（例：株式譲渡益）に係る源泉地国課税問題
- ② 恒久的施設に関する諸問題（コンサルPEの範囲、在庫保有引渡代理人、注文取得代理人等）
- ③ 投資所得（利子、配当等）に対する源泉徴収課税問題

内容が古くなっている既存の条約については、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係る源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米や日蘭租税条約をモデルとして改定を図るべきである。また、外国子会社配当益金不算入制度創設に伴い益金不算入となる配当に係る源泉税が損金不算入となったことにより、配当に係る源泉税率が高い国からの配

当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃することや、益金不算入の対象となる二重課税排除条項における持株割合の引下げ、対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込む方向で租税条約の締結及び改定を促進することを要望する。

(2) **租税条約未締結国との条約締結を強く推進すると共に、対応的調整の実施規定や仲裁規定を盛り込むことにより課税問題が発生した場合に解決できる枠組みも整備すること**

現在、わが国の租税条約ネットワークは68ヶ国・地域（平成25年7月現在）を数えるが、100ヶ国以上に及んでいるイギリス、フランス等に比べるとなお後れをとっていると言わざるを得ない。租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、近年の経済活動のグローバル化に伴う移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議も租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務であることから未締結国との締結を促進することを要望する。また、未締結国との締結の際は、課税問題が発生した場合に解決できる枠組みの整備のために対応的調整の実施規定や仲裁規定を盛り込むことを要望する。

(3) **租税条約の締結国に於いて顕在化している係争事案、及び顕在化が懸念される事案について、その解決に向けて官民でより積極的な取組みを推進すること**

租税条約を締結している相手国に於いて、恒久的施設（PE）や移転価格税制の発動、源泉税の取扱い等で顕在化している係争事案が昨今増加する傾向にあり、この傾向は今後継続、或いは更に増加することが予測される。わが国税制の問題ではないが、締結済みの租税条約を有効に機能せしめ、わが国企業が海外展開を推進する上に於いて、斯かる問題を根本的に解決していく不断の働きが一層求められる。民間としても海外執行機関との間で問題解決に注力していくが、官民の連携を深めより積極的な取組みを推進する必要があることから、一層の御支援・御指導を要望する。

5. **わが国の租税法上における外国事業体の取扱いを明確化すること**

外国の法令に準拠して組成された事業体が日本で事業展開する場面や日本の投資家が当該外国事業体を活用して海外で事業展開する場面が増加する中、当該外国事業体が日本の租税法上、どのように取扱われるかが不明確であり、日本企業が外国事業体に投資を行うたびに逐一税務上の性質判断を行わなければならない、かつ、予見可能性も働かない現状は、企業の投資活動を萎縮させる要因の一つと考えられる。

従って、米英等において運営要領レベルで代表的な第三国の事業体ごとにパススルーであるかそうでないかの取扱いの指針をガイダンスとして公表しているように、我が国においても外国事業体の租税法上の取扱いを明確にし、課税関係の予見可能性が高まることを要望する。

6. **平成25年度で期限切れとなる海外投資等損失準備金制度について、期限を延長すること**

資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要である。一方、資源の探鉱・開発は、地質的、経済的に高いリスクを伴うものであり、また、これらの投資の所要金額は多額に上る。資源開発事業法人等特定法人への特定株式等に対する

損失準備金の積み立ては健全な企業経営、今後の投資促進のため、欠かせないものとなっていることから、本制度の期限延長を要望する。

**7. 非居住者及び外国法人に対する課税原則の「総合主義」から「帰属主義」への移行にあたっては、企業の実務にも配慮し、わが国企業に二重課税の弊害が生じないようにすること**

帰属主義の導入にあたり、外国税額控除適用にあたっての国外所得計算方法を見直すことが想定されるが、内国法人が国外所得を計算することと、外国法人が国内所得を計算することはその性質や目的が異なり、必ずしも取扱いを同一にする必要はないと考える。制度設計の際には産業界の意見を汲み入れ、現行実務を極力尊重し、過度な実務負担が生じないような制度とすること、及び、制度対応への体制整備のための十分な準備期間を設けることを要望する。

**8. 税源浸食と利益移転（BEPS）に関する対応にあたっては、過度の情報開示の義務化や租税回避規定防止規定の導入によりわが国企業の事業活動を阻害し、国際的競争力の低下につながることをないよう慎重な議論を行うこと**

OECD及びG20において、公正で透明性の高い国際的な共通のルールが策定され、各国にその国際的ルールに則った各国税制の制定と執行を働きかける取組みは評価するものの、今後各アクションプランの詳細を検討していく過程において、民間企業に対する過度の情報開示の義務化や、わが国企業の事業活動を阻害する過剰な租税回避防止規定の導入に繋がらないよう十分な配慮がなされることを要望する。

なお、何らかのグループ連結ベースの情報開示制度の導入が避けられない場合には、当該情報の提出先は親法人所在国の税務当局のみとすることを要望する。

**9. 近年、欧州諸国において導入が進んでいる知的財産権に起因する所得に対して軽減税率又は所得控除を適用するパテントボックス税制等をわが国においても創設すること**

欧州諸国（英国は平成25年4月導入）を中心に導入されているパテントボックス税制等は、適格な特許権等の知的財産権（IP）から生じる所得に対して軽減税率や所得控除を適用する税制であり、国内企業の研究開発活動の流出防止や外国企業の研究開発の呼び込みにより、国内のイノベーションを実現することを目的としている。

わが国においても、知的財産立国としての競争力を維持、強化する観点から新たな税制の導入を検討することを要望する。

以 上